

函館市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、企業局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年5月15日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 吉田崇仁
函館市監査委員 阿部善一

平成28年度 定期監査結果報告書（企業局）

1 監査の対象部局

企業局

2 監査の対象

財務監査

平成28年4月1日から平成28年11月30日までに執行された
収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成29年1月16日から平成29年4月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

（1）全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、収入・支出予算の執行状況を予算執行計画整理簿、総勘定元帳等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、金銭出納簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

（2）個別的事項

ア 収入事務について

収入事務においては、手数料（給水装置工事事業者指定申請手数料、同工事設計審査手数料および同工事検査手数料）を対象とし、調定から収入に至るまでの執行状況を調定整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 契約事務について

契約事務においては、交通系 IC カードシステム導入業務委託契約を対象とし、契約から支出負担行為に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。